

盛岡市における宿泊税の導入に係る宿泊事業者説明会での質疑・意見交換の内容

1 開催日時

令和7年4月22日（火）13:30～14:30

2 場所

盛岡市勤労福祉会館 5階大ホール

3 質疑・意見交換の内容

【宿泊事業者】

資料10ページの「申告期限」について、毎月末日までの前月分を納入とのことだが、例えば、半年まとめたの納入や1年分まとめたの納入といった、納期限についての意見はあったか。

【盛岡市】

申告期限に関する意見はこれまではなかった。先行自治体の取扱いをみると、宿泊事業者としての事業の継続期間や前年度の滞納状況により、3か月分まとめたの納付を可能にしている自治体もいくつかあるので、そういった例も参考にしながら制度設計を行っていきたい。

入湯税は毎月15日までに前月分を納付していただいているところである。その間隔が丁度良いと感じる事業者もいらっしゃると思われるので、現時点では、選択できるように制度設計を行う予定である。

【宿泊事業者】

資料16ページの宿泊税活用事業の「3 広域観光の推進」や「4 国際観光の推進」に記載のある、高付加価値旅行客の誘致促進やインバウンド誘客推進などは、どこがどのように誘客活動を行っていく予定か。行政が行うのか、または民間の旅行業者などが行うのか。旅行業者へのプロモーションなども行う予定か。

【盛岡市】

宿泊税を活用した各施策については、基本的には行政が中心となって進めていくものと考えているが、民間の観光事業者や広域の観光団体などと連携しながら、事業を展開していきたいと考えている。旅行業者に向けたプロモーションであるが、送客に直接つながるようなものについては、特に力を入れて取り組みたい。いずれ、市だけで行うということではなくで、関係事業者も含めた民間の皆様とともに進めていきたい。

【宿泊事業者】

誘客活動を行うための新たな組織なりを立ち上げるとか、盛岡観光コンベンション協会の中にそういった活動を強化するセクションを設置したりして、宿泊税を活用して観光人材を配置して、活動を行うことも必要だと思うので、今後検討していただければと思う。

【盛岡市】

先行自治体では、そのような組織を導入して誘客活動を行っているところもあるので、事例を研究しながら、盛岡ではどのように取り組めるのかも含め検討してまいりたい。

【宿泊事業者】

宿泊施設の敷地内において、車中泊としての利用料をいただいて利用させた場合は宿泊税の課税対象になるか。

【盛岡市】

具体的には決まっていないところであるが、他都市の事例では、車中泊の料金を、宿泊料金としてとっているところと、駐車場の利用料としてとっているところがあると認識している。テントを張って泊まることについては、場所代として料金をとっているので宿泊税の対象にはならないという事例もあるようだ。そういった例も参考にしながら整理していきたい。

【宿泊事業者】

宿泊施設において、宿泊税を負担する宿泊客の皆さん向けのフライヤーやステッカーなどの周知物はいつ頃に送られてくるか。また、先行自治体では日本語の他に、英語等でも周知しているところもあるようだが、そのような予定はあるか。

【盛岡市】

宿泊税に関する条例が議決された際には、そこから導入までの期間の中で、市として、制度の周知や宿泊施設へのフライヤー等の配布なども含めた準備を行う予定である。多言語表記対応をどのようにするかなど具体的な部分については、御意見をいただきながら、今後検討してまいりたい。

【宿泊事業者】

意見であるが、資料15ページの宿泊税活用事業の中で「2 選ばれる観光地域づくり」、「ウ まちなか観光の推進」に歩いて楽しむ道づくりの推進があり、歩いて楽しむためにはハード面の整備も必要になると思うが、盛岡の中心市街地がしっかりしているのは、盛岡というまちが歩いて楽しむのにとっても丁度良いエリアがあり、それが好評を得ているものと認識している。その中で、外国人観光客が盛岡駅で降りたって、街なかを観光する際に、大きい荷物が邪魔になってしまうと思われるので、金沢市などでの先行事例のある、宿泊施設への当日手荷物配送サービスを実施すると、盛岡でよりまち歩きがしやすくなると思う。宿泊税の活用にあたっては、ハード面の整備と併せて、そういったソフト面の充実もぜひ検討いただきたい。

【盛岡市】

これからインバウンド誘客の取組を進めていくにあたって、確かに、そのような手荷物の預

かりや配送により、手ぶらで街なかを観光できるサービスは、有効な手段と考えられるので、御意見を参考にしながら取組を進めてまいりたい。